

督促状公示送達書

次のとおり、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第13項の規定により、放置違反金の納付をそれぞれ別表左欄に掲げる者に対して督促します。

なお、同条第5項に掲げる事項を記載した放置違反金納付命令書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、放置違反金の納付を行う者は、来訪の上、受領してください。

令和8年10月13日

岡山県公安委員会



記

- 1 指定納付期限
- 2 納付場所
納付書記載の金融機関
- 3 放置違反金納付命令を受ける者及びその督促の件名
別紙のとおり。

注 道路交通法第51条の4第18項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該通知の到達があったものとみなされます。

別紙

3 放置違反金納付命令を受ける者及びその督促の件名

[illegible]

(注 地方税法第20条の2第3項の規定により、この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。)